



2023年4月12日

各 位

会社名:フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
(コード:8462 東証スタンダード市場)
代表者名:代表取締役 金 武 偉
問合せ先:財務経理部長 西田 賢一郎
(TEL: 075-257-2511)

株主提案書（議題及び議案の変更）に関する書面受領のお知らせ

当社は、2023年4月5日付で「株主提案に関する書面受領のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社株主より2023年6月13日開催予定の第25回定時株主総会における議題について株主提案を行う旨の2023年4月4日付の書面を受領いたしました。本日、株主提案書（議題及び議案の変更）に関する書面（以下、4月4日付株主提案と総称して「本株主提案」）を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2023年4月11日付「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本株主提案に対する当社取締役会の意見表明につきましては、当社社員と提案株主間での質疑及び本株主提案取締役候補者についての当社指名報酬委員会メンバーとの面談要請の結果を見極めるまで、4月中に限りそれを留保し、その後速やかに改めて意見を表明いたします。

記

1. 提案株主

株式会社 DSG1

2. 本株主提案の内容

(1) 提案する議題

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

(2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

(別紙、「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

(変更後の株主提案の議題及び議案)

第一 株主提案の議題

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第二 株主提案の議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

1. 議案の要領

伊藤洋一氏、澤田大輔氏、金一寿氏、蒲生武志氏、久保隆氏、丸小野拓道氏及び飯田健登氏の7名を貴社取締役を選任する。

なお、各取締役候補者からは、全て貴社取締役就任の内諾を得ております。また、各取締役候補者と貴社の間には特別の利害関係はありません。

2. 提案理由

貴社の発行済株式総数の21.49%を保有する筆頭株主である株式会社DSG1（以下「当社」といいます。）は、投資・M&A事業、不動産事業等を展開しています。

今般、当社は、貴社の現経営陣が合理的な意思決定ができておらず、また、代表取締役社長である金武偉氏（以下「金氏」といいます。）を正しく監視するコーポレート・ガバナンス体制が構築できていないと考え、株主共同の利益のために、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任を行い、経営体制の強化を図りたいと考えております。

当社は、以下に記載するとおり、貴社の筆頭株主として、株主共同の利益の観点から（1）現経営陣による経営状況を客観的に捉え、（2）現経営陣に反対する理由として、①現経営陣の有言「不」実行、②連続性のない経営戦略、③ギャンブルのような企業経営、そして、④ファンド事業と永久保有型M&A事業に利益相反性があることと考えています。

そして、当社が貴社の新たな経営陣として推薦する伊藤洋一氏、澤田大輔氏、金一寿氏、蒲生武志氏、久保隆氏、丸小野拓道氏及び飯田健登氏の7名の取締役候補者（以下あわせて「新経営陣」といいます。）は、（3）新経営陣が掲げる経営方針である、①堅実かつ確実な事業経営の実現、②CVCファンドの強化、③地域企業への自己投資（M&A）を通じて、貴社の中長期的な企業価値、並びに、株主価値の向上を実現できる経営人材であると確信しております。

（1）現経営陣による経営状況

① 有言「不」実行による株価の低迷

当社は、貴社のベンチャーキャピタル・ファンドの運営等のファンド事業に期待をし、また、2022年6月開催の第24回定時株主総会（以下「昨年総会」といいます。）における金氏及び同氏の投資会社であるマンティス・アクティビスト投資1号株式会社（以下「金氏投資会社」といいます。）の株主提案（以下「金氏株主提案」といいます。）の自己投資、投資領域の拡大という経営方針についても賛同し、理解を示してまいりました。

また、昨年総会において、金氏は同年6月10日付で貴社株主に対して手紙（以下「金氏手紙」といいます。）を送付しておりますが、その手紙には「小が大を飲む戦略的買収も実践し、ひとまず時価総額300億円（株価3400円）にし」、「そのうえで、時価総額1000億円台を視野に日本を代表する投資会社を目指します。」とあり、当社も金氏ら現経営陣の経営手腕に期待するところでありました。

しかしながら、下記の【現経営陣が株主に対して表明したコミットメントの変遷と実績】で述べますとおり、現経営陣は、同年9月12日付「新・中期ビジョンと成長戦略策定に関するお知らせ」（以下「中期ビジョン」といいます。）及び同日付「業績目標コミットメント型ストックオプションの発行に関するお知らせ」（以下「ストックオプション適時開示」といいます。）において、株主に一切の説明なく、金氏手紙の数値目標を大幅に下方修正し、金氏株主提案には記載のなかった経営方針を開示しています。

そればかりか、現経営陣は、2023年3月期において、金氏が株主に掲げていた「小が大を飲む戦略的買収」が実現できないばかりか、たった1件のM&Aも実現することなく、結果として、異常に高い業績目標の情報発信をし続けることしかしてきておりません。

株価に至っては、金氏手紙には「ひとまず時価総額300億円（株価3400円）」と掲げておりましたが、2023年3月期第3四半期決算短信の提出日の翌日である2023年2月14日では、貴社の時価総額は約56億円（株価628円）しかなく低迷しています（なお、当社は3月には7度の変更報告書の提出をしているとおり、3月のみで市場内で928,500株（持株比率10.43%）の株式を取得しているため、第3四半期決算短信の提出日の翌日である2月14日時点の株価を採用して記載しています。）

記

【現経営陣が株主に対して表明したコミットメントの変遷と実績】

<2022年6月開催の昨年総会の金氏株主提案及び金氏手紙で表明した数値目標及び経営方針>

時価総額：・「ひとまず時価総額300億円」（金氏手紙）

・「時価総額1000億円台を視野に」（金氏手紙）

株 価：・「3400円」（金氏手紙）

業 績：（記載なし）

実施する旨を表明した内容：

・「小が大を飲む戦略的買収」（金氏手紙）

・ファンド数を減らし「一本あたりのファンド規模を拡大」（金氏株主提案）

- ・「ファンドに頼らない自己資本投資」（金氏株主提案）
- ・「投資領域の拡大」（金氏株主提案）
 - （1）「地銀とのパイプを活かした事業再生投資」
 - （2）「企業統治に不備ある上場企業への投資」

<2022年9月発表の中期ビジョン及びストックオプション適時開示で表明した数値目標及び経営方針>
(中期ビジョンにおいて)

時価総額：・「時価総額 175 億円程度」

株 価：・「2,000 円程度」

業 績：・「売上 20 億円程度」

・「黒字（経常利益基準）」

・「ファンド総額 270 億円程度（コミットメントベース）」

※ 以上を「2026年3月期における目標」として表明

実施する旨を表明した内容：

(中期ビジョンにおいて)

- ・「【重点テーマ】サーキュラーエコノミー領域」の企業を買収対象とする「永久保有型 M&A（本体直接投資）」
- ・「持株会社体制移行準備」
- ・「既存ファンド事業の拡大」
- ・「永久保有企業を DX で高付加価値化」
- ・「地域金融機関との戦略関係の深耕」

(ストックオプション適時開示において)

- ・「地方創生・CVC ファンド運営業務においては、2026年3月期までに、既存ファンドの運用機関の満期に伴い減少する管理報酬を補いつつ、総ファンド運運営額の1割程度の純増を達成することを目指す新規ファンドを設立する」
- ・「永久保有型 M&A においては、当社の直近期（2022年3月期）連結売上と同等規模（約5億円）の企業買収を年間1件のペースで実行する」

<現経営陣の実績（2023年2月14日時点 ※第3四半期決算短信提出日の翌日）>

時価総額：・時価総額約56億円

株 価：・628円

業 績：（第3四半期報告書）

・売上4.14億円（第3四半期決算時点の2022年12月31日において）

・経常利益1.69億円（同上）

実施内容：（第3四半期報告書）

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

② 株主軽視の対話姿勢

このような有言「不」実行による株価の低迷に危機感を持った当社は、2023年3月に、現経営陣に対して、同月17日付「ご質問書」（以下「当社質問書①」といいます。）を送付したところ、現経営陣から、現経営陣の全取締役による関与により作成されたとする同月22日付「回答書」（以下「現経営陣回答書①」といいます。）を受領しました。

これに対して、改めて当社は同月27日付「回答書に対するご質問書」（以下「当社質問書②」といいます。）を送付したところ、現経営陣から「第2回答書」（以下「現経営陣回答書②」といいます。）を受領しました。

これらの書面のやりとりにおける代表的な質疑応答は、下記の【当社質問書①と現経営陣回答書①】及び【当社質問書②と現経営陣回答書②】で述べますとおりでありますが、貴社の筆頭株主である当社が、現経営陣に対して、株主に提示した内容と著しく異なる経営目標や経営方針を開示した理由について質問をしても、「目標株価の下方修正とは見做していません」や「端的に、下方修正されていません。」などと強弁するだけで、株主を軽視し、建設的な対話を行う姿勢に欠けるものと評価せざるを得ません。

記

【当社質問書①と現経営陣回答書①】

<当社質問書①>

（質問1） 昨年の株主総会の際の貴殿の株主提案や株主に対する手紙の内容と株主総会終了後に貴社が定めた中期ビジョンの内容が変更された理由について

（質問2） 上記の目標値の下方修正や経営方針の相違について株主への説明がない理由について

<現経営陣回答書①>

- ・総会前と総会后とで、私の信念や方針には一切変更がない
- ・私はこれを目標株価の下方修正とは見做していません。
- ・質問書では、サーキュラーエコノミー領域への投資を、方針の「変更」ないし「相違」とされています。しかし私自身は、これを戦略の具体化と位置付けております。
- ・昨年6月の定時株主総会までに、サーキュラーエコノミー領域という具体テーマを掲げられなかったのは事実です。

【当社質問書②と現経営陣回答書②】

<当社質問書②>

(質問6) 3月17日付質問書(質問1)に関連した質問です。貴殿株主提案や貴殿手紙の目標値と中期ビジョンやストックオプション適時開示の目標値は、下方修正されたか否か端적으로ご回答ください。

<現経営陣回答書②>

(ご質問6) 端的に、下方修正されていません。

③ 小括

当社は、このような、①有言「不」実行による株価の低迷、及び、②株主軽視の対話姿勢では、誠に遺憾ではありますが、現経営陣による企業経営が続くと貴社の企業価値が毀損すると判断せざるを得ず、筆頭株主として株主提案をする次第です。

(2) 現経営陣に反対する理由

① 現経営陣の有言「不」実行

現経営陣は、以下に述べるとおり、昨年総会において当社を含む多数の株主に提示した内容を、一切実現できておりません。

それだけではなく、現経営陣は、前述のとおり、株主に提示した内容と著しく異なる経営目標や経営方針を開示していますが、現経営陣が役員に就任して以降、この著しい変更を 株主に対して何ら説明をしておりません。

しかも、貴社の筆頭株主である当社が、現経営陣に対して、株主に提示した内容と著しく異なる経営目標や経営方針を開示した理由について質問をしても、「目標株価の下方修正とは見做していません」や「端的に、下方修正されていません。」などと強弁するだけで、株主を軽視し、建設的な対話を行う姿勢に欠けるものと評価せざるを得ません。

a. 時価総額について

2022年6月の金氏手紙では「ひとまず時価総額300億円（株価3400円）にし」、「そのうえで、時価総額1000億円台を視野に」と記載されていました。

しかし、わずか3ヶ月後の2022年9月の中期ビジョンでは「時価総額175億円程度（株価2000円）」と下方修正されました。

そして、2023年2月14日時点では、貴社の時価総額は約56億円に低迷しています。

なお、このような状況にも関わらず、現経営陣は同年3月の「現経営陣回答書①」では「1000億円すら目線が低いと思っています。」と回答しています。

b. M&Aについて

2022年6月の金氏手紙では「小が大を飲む戦略的買収」と記載されていました。

しかし、わずか3ヶ月後の2022年9月のストックオプション適時開示では「売上高約5億円の企業買収を年間1件のペースで実行」と下方修正されました。

そして、2023年3月31日までに、M&Aは1件も成約しておりません。

なお、このような状況にも関わらず、現経営陣は同年3月の「現経営陣回答書①」で、現経営陣は一切の実績がないにも関わらず、米国著名投資家ウォーレンバフェットは7年間じっと静観を保ちリーマンショック後に投資したとし、「もしたった今、これぞという機会に遭遇したなら、私はライオンを凌ぎ電光石火の如く動くことでしょう。」などと回答しています。

② 連続性のない経営戦略

2022年6月開催の昨年総会における金氏株主提案には、サーキュラーエコノミー領域の企業を買収対象とする「永久保有型M&A」の記載はありません。

しかしながら、現経営陣は、唐突に、わずか3ヶ月後の2022年9月の中期ビジョンにおいて、サーキュラーエコノミー領域の企業を買収対象とする「永久保有型M&A」を推進することを発表しました。

現経営陣も2022年9月12日付株主説明会「新・中期ビジョンと成長戦略」（以下「株主説明会」といいます。）で説明していますが、M&A対象会社の増資引受けや対象会社の既存株主から株式譲渡を受け投資実行することと、実際に対象会社の事業経営を行うことでは求められるスキルが全く違います。

貴社がサーキュラーエコノミー領域の企業を永久保有して経営することは、もはや貴社が投資会社ではなくサーキュラーエコノミー領域の事業会社へと変化することであり、新たに同領域に絞った優秀な経営人材の採用が必要となり不確実性が高いと評価せざるを得ません。

そのため、貴社の沿革、地域金融機関のネットワーク、所属するベンチャーキャピタリストの業務経験などの経営資源に鑑みれば、現経営陣が掲げる中期ビジョンは実現可能性が乏しく、会社組織としての実行力を無視した経営戦略であることは明らかです。

昨年総会において、当社を含む株主は、後日、現経営陣によってこのような経営戦略が立案されることを知らずに、現経営陣を貴社の役員に選任する議案に賛成したものであり、誠に遺憾です。

現経営陣以外の株主が貴社の発行済株式総数の 97.75%を有している状況下において、貴社が過大な事業リスクを負って永久保有を前提とする M&A を行う必然性はありません。

当社は、株主共同の利益のためにも、現経営陣が掲げるこのような無計画な経営戦略を看過することはできません。

③ ギャンブルのような企業経営

金氏投資会社は、貴社の発行済株式総数の 2.25%（2022 年 9 月 30 日時点）しか保有しておりません。

さらに、ストックオプション適時開示によれば、現経営陣は、2022 年 9 月に、金氏に対して、貴社の発行済株式総数の 4.99%を対象とするストックオプションの発行をしておりますが、当該ストックオプションの金氏の資金拠出はわずか約 312 万円しかありません。

当該ストックオプションは業績目標コミットメント型と称しており、同適時開示でも「本新株予約権の行使条件である連結売上目標額は野心的」という記載がありますが、このわずかな金額で金氏が大きなキャピタルゲインを得る可能性を創出したものであり、現経営陣がハイリスク・ハイリターンの不確実性の高いビジネスモデルに邁進する動機になっているものと考えます。

現経営陣以外の株主が貴社の発行済株式総数の 97.75%を有している状況下において、貴社が過大な事業リスクを負ってサーキュラーエコノミー領域の企業を永久保有して経営する必然性はありません。

しかしながら、言うまでもなく、上場会社の企業経営は株主共同の利益のために行われるものであり、決してギャンブルになってはいけません。

④ ファンド事業と永久保有型 M&A 事業に利益相反性があること

貴社は、中期ビジョンで新たに永久保有型 M&A 事業への進出を発表しておりますが、これには、ファンド運用事業者としての受託者責任（フィデューシャリー・デューティー）を一切無視した利益相反性があると考えます。

他人の資金を管理運用するファンド運用事業者は、受託者責任という出資者の利益のために果たすべき責任と義務が法律で課せられています。

金融商品取引法第 42 条 1 項には「金融商品取引業者等は、権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならない」、第 42 条 2 項には「金融商品取引業者等は、権利者に対し、善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない」、また、第 42 条の 2 には「金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。」と規定し、同条 5 号には禁止行為として「運用として行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行うこと。」と定められています。

そして、貴社が、適格機関投資家等特例業務の届出者としてファンド運用事業を行うに際しては、同法第 63 条 11 項によって金融商品取引業者等とみなされ、上記第 42 条及び第 42 条の 2 が適用されることが法律上明記されています。

しかし、現経営陣は、株主説明会においても、臆面もなく「せつかく優良企業を苦勞して見つけて投資を実行したのであれば、5 年なり 10 年なりファンド満期と言われるような期間が経ったからといって、強制的に売却させられるのは機会ロスに繋がるんだという思想が根底にあり、これは世界的な潮流」と情報発信しています。

また、当社が当社質問書②で「貴社は中期ビジョンの策定にあたり、過去のファンドの取引情報を参考にしたか否か、端的にご回答ください。」と質問をしたところ、現経営陣は、同様に、現経営陣回答書②で「中期ビジョン作成にあたり、既存ファンド含む社内情報を参照しております。」と回答をしています。

貴社の重要ステークホルダーであるファンド出資者からすれば、優良企業への投資実行による投資リターンを期待しているものであり、優良企業への投資は、ファンドからの投資ではなく、貴社の自己投資ということでは、出資者の信頼を失ってしまいます。

現経営陣の経営姿勢では、貴社の本業であるファンド事業の事業価値を毀損しかねません。

なお、現経営陣は「現経営陣回答書①」で受託者責任について「何をどうすれば明白な違反という性格の義務（例：赤信号無視）ではなく、常日頃委託者と受託者の利害が相反し得るなか、受託者が正当な手続きを踏めば原則的に受託者責任を果たせる」と回答し、また、「現経営陣回答書②」で監査等委員を含む現経営陣は法令順守、コーポレート・ガバナンス体制について問題ないと回答しています。

⑤ 小括

以上のことから、当社は、現経営陣が合理的な意思決定ができておらず、また、代表取締役社長である金氏を正しく監視するコーポレート・ガバナンス体制が構築できていないと考え、株主共同の利益のために、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任を行い、経営体制の強化を図りたいと考えております。

（3）新経営陣が掲げる経営方針

何より当社は、貴社の発行済株式総数の21.49%を保有する筆頭株主であり、今まで貴社の株式取得に対して約16億円の資金投下をしてきております。そのため株主共同の利益を図ることがすなわち当社の利益に繋がるものであり、貴社の企業価値向上を堅実かつ速やかに実現する必然性があります。

当社が提案する新経営陣では、以下のような経営方針を掲げております。なお、新経営陣が役員に就任した後、長年勤めております貴社のスタッフの皆様、重要ステークホルダーであるファンド出資者の皆様らと議論をした上で、より現実的な新しい中期ビジョンの策定をしたいと考えております。

① 堅実かつ確実な事業経営の実現

新経営陣は、株主共同の利益の実現のため、堅実かつ確実な事業経営を推進してまいります。貴社の本業であるファンド事業を着実に拡大するのみならず、後述のとおり、事業法人が出資者となり、その事業法人と事業シナジーのあるスタートアップに対して投資を行うCVCファンドの強化と地域企業への自己投資（M&A）を通じて、貴社の企業価値向上に邁進してまいります。

新経営陣ならば、過去の事業経営の経験から、しっかりとしたM&A案件を探ことができ、着実に貴社の企業価値の向上に資するM&Aを実現することなど、会社として掲げた経営戦略を実現することができま

② CVCファンドの強化

貴社が独立系ベンチャーキャピタルであることの最大のメリットは、様々な投資家の資金をお預かりし

てファンド立ち上げができることです。新経営陣は、事業法人から資金をお預かりして、CVC ファンドの強化を図ってまいります。CVC ファンドの特徴は出資者である事業会社と投資先企業とのシナジーの追求を図ることができることです。

新経営陣としては、出資者でもある事業法人と当社が有する地域企業のネットワークによって発掘した投資先企業とのコラボレーションによって、新しいテクノロジーやビジネスモデルを実現し、地方創生のロールモデルを創出していきたいと考えております。

③ 地域企業への自己投資 (M&A)

新経営陣は、貴社がファンド運用事業者としての受託者責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たすことを第一としつつ、貴社が運営する既存ファンドの出資者である地域金融機関の皆様とご調整をして、利益相反が生じない範囲において、地域企業への自己投資を進めてまいる所存です。

日本の地方には、（１）後継者がおらず事業承継を実現できない中堅企業、（２）伝統的な老舗企業などがあります。これら中堅企業・老舗企業には地域金融機関が融資をしていることも多く、その金融機関が出資するファンドが当該企業の株式保有まで行った場合は、当該金融機関が当該企業の事業リスクを丸抱えすることになります。このような場合において、ファンド出資者である地域金融機関と相談の上、貴社が自己投資を行うことにより、リスク分担をしてまいります。

新経営陣としては、後継者不足に悩む地域企業の持続性を確保することで、地域社会に貢献していきたく考えております。それが、ファンド出資者の皆様のリターンの最大化に繋がり、ひいては、貴社の経営成績の向上に繋がるものと確信しております。また、伝統的な老舗企業に、貴社がベンチャーキャピタル・ファンドの運営等を通じて培ってまいりましたネットワークを活かして新しいテクノロジーやビジネスモデルを提供することにより、企業価値の向上を図り、直接的にキャピタルゲインを得てまいります。

（４）まとめ

以上のように、当社は、貴社の筆頭株主として、株主共同の利益の観点から（１）現経営陣による経営状況を客観的に捉え、（２）現経営陣に反対する理由として、①現経営陣の有言「不」実行、②連続性のない経営戦略、③ギャンブルのような企業経営、そして、④ファンド事業と永久保有型 M&A 事業に利益相反性があることと考えています。

現経営陣による企業経営が続くと、誠に遺憾ではありますが、貴社の企業価値が毀損すると判断せざるを得ず、筆頭株主として株主提案をする次第です。

言うまでもなく、上場会社の中期ビジョンや経営戦略は実現ができなければ意味がありません。一時的に投資家にアピールして高い株価を演出したところで、中長期的な株主価値の向上とはなりません。

新経営陣は、現経営陣が掲げるような貴社の過去からの沿革や実行力を考慮していない、サーキュラーエコノミー領域の企業を買収対象とする「永久保有型 M&A」のような極端な経営戦略の立案はいたしません。

んが、貴社のスタッフの皆様をはじめ重要ステークホルダーの皆様と協議しながら、実現可能性が高く、株主の皆様にもご満足いただける堅実かつ確実な目標数値となる中期ビジョンや経営戦略を立案し、中長期的な企業価値の最大化に努めてまいります。

そして、新経営陣は、(3) 新経営陣が掲げる経営方針である、①堅実かつ確実な事業経営の実現、②CVC ファンドの強化、③地域企業への自己投資 (M&A) を通じて、貴社の中長期的な企業価値、並びに、株主価値の向上を実現できる経営人材であると確信しております。

新経営陣は貴社の中長期的な企業価値、並びに、株主価値の向上を実現いたします。

3. 候補者の略歴等

① 候補者番号 1

(氏名) 伊藤 洋一 (いとう よういち)

(生年月日) 昭和 46 年 6 月 8 日生

(略歴等) 平成 7 年 4 月 信用組合大阪商銀 (現 近畿産業信用組合) 入社
令和 4 年 12 月 株式会社 DSG1 執行役員就任 (現任)

(重要な兼職の状況) 株式会社 DSG1 執行役員

(所有する貴社の株式数) 0 株

(取締役候補者として提案する理由)

伊藤洋一氏は、長年の地域金融機関での実務経験から、M&A や地方の中堅企業や老舗企業の経営に精通しており、また、貴社筆頭株主である株式会社 DSG1 の執行役員として、多彩な経営者とのネットワーク、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。そのため、貴社の堅実かつ確実な企業価値向上に貢献できるものと考えております。

② 候補者番号 2

(氏名) 澤田 大輔 (さわだ だいすけ)

(生年月日) 昭和 51 年 4 月 6 日生

(略歴等) 平成 8 年 12 月 個人事業主として開業
平成 30 年 1 月 株式会社 DSG1 代表取締役就任 (現任)
令和 3 年 10 月 紺綬褒章受章

(重要な兼職の状況) 株式会社 DSG1 代表取締役

(所有する貴社の株式数) 0 株

(取締役候補者として提案する理由)

澤田大輔氏は、貴社筆頭株主である株式会社 DSG1 の代表取締役であり、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。そのため、貴社の堅実かつ確実な企業価値向上に貢献できる

ものと考えております。

③ 候補者番号 3

(氏名) 金 一寿 (きむ かずひさ)

(生年月日) 昭和 52 年 1 月 2 日生

(略歴等) 平成 17 年 12 月 有限責任あずさ監査法人 入所

平成 24 年 4 月 金一寿公認会計士事務所及び金一寿税理士事務所 代表 (現任)

(重要な兼職の状況) 金一寿公認会計士事務所 代表

(所有する貴社の株式数) 0 株

(取締役候補者として提案する理由)

金一寿氏は、社外取締役候補者です。

金一寿氏は、公認会計士・税理士として、コーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に深い造詣を有しております。そのため、会計、内部統制システム及びガバナンス体制を万全とすることで、貴社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することが期待できます。

④ 候補者番号 4

(氏名) 蒲生 武志 (がもう たけし)

(生年月日) 昭和 48 年 5 月 19 日生

(略歴等) 平成 9 年 10 月 有限責任あずさ監査法人 入所

平成 25 年 8 月 蒲生武志公認会計士・税理士事務所開設 所長就任 (現任)

令和 4 年 4 月 トラバース監査法人設立 代表社員就任

(重要な兼職の状況) 蒲生武志公認会計士・税理士事務所 所長

(所有する貴社の株式数) 0 株

(取締役候補者として提案する理由)

蒲生武志氏は、社外取締役候補者です。

蒲生武志氏は、公認会計士・税理士として、コーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に深い造詣を有しております。そのため、会計、内部統制システム及びガバナンス体制を万全とすることで、貴社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することが期待できます。

⑤ 候補者番号 5

(氏名) 久保 隆 (くぼ たかし)

(生年月日) 昭和 29 年 11 月 7 日生

(略歴等) 昭和 63 年 4 月 大阪弁護士会弁護士登録

森田宏法律事務所（現 天満総合法律事務所）入所
平成6年1月 森田宏法律事務所（現 天満総合法律事務所）パートナー就任（現任）
（重要な兼職の状況） 天満総合法律事務所パートナー
（所有する貴社の株式数） 0株
（取締役候補者として提案する理由）

久保隆氏は、社外取締役候補者です。

久保隆氏は、弁護士として、コーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に深い造詣を有しております。そのため、法務・コンプライアンス、内部統制システム及びガバナンス体制を万全とすることで、貴社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することが期待できます。

⑥ 候補者番号6

(氏名) 丸小野 拓道 (まるおの ひろみち)

(生年月日) 昭和 41 年 6 月 20 日生

(略歴等) 平成 3 年 4 月 日興証券 (現 SMBC 日興証券) 株式会社 入社

平成 12 年 3 月 日興ソロモン・スミス・バーニー証券 (現 シティグループ証券)
投資銀行本部 バイス・プレジデント

平成 18 年 2 月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社

投資銀行本部 シニア・バイス・プレジデント

平成 23 年 12 月 GCA サヴィアン (現 フーリハンローキー) 株式会社

チーフ・マーケティング・オフィサー

平成 29 年 9 月 株式会社 VAZ 常勤監査役

令和 4 年 6 月 MOSAIQ ホールディングス株式会社 監査役 (現任)

(重要な兼職の状況) MOSAIQ ホールディングス株式会社 監査役

(所有する貴社の株式数) 0 株

(取締役候補者として提案する理由)

丸小野拓道氏は、社外取締役候補者です。

丸小野拓道氏は、日興証券の勤務時には、スイス及びニューヨークの現地海外法人での勤務実績に加え、同社 IPO/VC 部門である日興キャピタル株式会社で4年のベンチャーキャピタル業務を経験しています。その後、外資系投資銀行を中心に M&A 業務等を合計約 16 年にわたり経験してきており、ベンチャーキャピタル業務及び M&A 業務に豊富な経験と実績を有しております。そのため、貴社のファンド事業での経営実務面の経験と知識を提供することで、貴社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することが期待できます。

⑦ 候補者番号7

(氏名) 飯田 健登 (いいだ けんと)

(生年月日) 平成 2 年 5 月 15 日生

(略歴等) 平成 25 年 4 月 野村証券株式会社 入社

平成 26 年 9 月 プルデンシャル生命保険株式会社 主任

平成 30 年 1 月 SBI インベストメント株式会社 営業企画部マネージャー

令和元年 7 月 ニッセイ・キャピタル株式会社 ベンチャーキャピタリスト

令和 3 年 3 月 株式会社 DAY1 創業

(重要な兼職の状況) 株式会社 DAY1 代表取締役

(所有する貴社の株式数) 0 株

(取締役候補者として提案する理由)

飯田健登氏は、社外取締役候補者です。

飯田健登氏は、新卒で就職してから起業するまで、合計8年のベンチャーキャピタルでの勤務を含む大手金融機関での勤務経験を有しており、ベンチャーキャピタリストの経験を有しております。そのため、貴社のファンド事業での経営実務面の経験と知識を提供することで、貴社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することが期待できます。

以上